
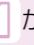




接種費用は全て自己負担 でも費用の一部助成あり

任意予防接種は、予防接種法に規定されていない予防接種や定期接種の対象から外れているもので、個人予防として本人または保護者の意思と責任で接種を受けるものです。接種については、接種効果や副反応を十分理解した上で、本人または保護者の判断で接種を受けてください。任意予防接種の費用は基本的に全額自己負担となりますが、町では経済的負担の軽減と健康保持を推進することを目的に、費用の一部を助成する制度を設けています。下記をよく確認してください。

個人予防が目的の任意予防接種

●任意予防接種費用の一部助成

	新型コロナウイルス感染症	季節性インフルエンザ	肺炎球菌感染症
対象者	接種日時時点で邑楽町民であり、令和6年度で次のいずれかに該当する人 ①中学3年生相当の年齢 (H21.4.2~H22.4.1生) ②高校3年生相当の年齢 (H18.4.2~H19.4.1生)	接種日時時点で邑楽町民であり、次の全てに該当する人 ①66歳以上 ②今までに高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない	接種日時時点で邑楽町民であり、次の全てに該当する人 ①66歳以上 ②今までに高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない
助成限度額 (1年度1回)	5,000円*5  *6 (両方を接種し一括申請した場合、10,000円*5)	2,000円*5	2,000円 (口座振込)
対象期間	10月1日~令和7年1月31日		~令和7年3月31日
申請期間	接種した日~令和7年2月28日		~令和7年3月31日
申請方法	必要書類を揃えて、別記の  か 		必要書類および振込口座が分かるものを揃えて、別記の 

※5_助成限度額に満たなかった場合は、500円毎に区切った額を助成します。接種金額を上回って助成することはありません。なお、他団体などから同様の助成を受けた場合、その額は除きます。また、申請から交付決定までの間に、申請者が転出などの理由で邑楽町民でなくなった場合は助成対象外となります。※6_コハクペイは申請者住所に郵送(簡易書留)します。申請者が受け取れず、保健センターに返送された場合の再送はできません。この場合、保健センター窓口でのお渡しになります。

別記申請方法など

必要書類 医療機関が発行する支払額を証明するもの(領収書や明細書)
※領収書や明細書に以下の項目が記載されていることを確認してください。
□①被接種者氏名 □④接種金額
□②接種日 □⑤接種医療機関名
□③接種ワクチン名

電子申請

電子申請画面は、右下の二次元バーコードから
▶受付時間 24時間いつでも



窓口(来所)

必要書類を持って保健センターへ
▶受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分

タイミングを逃さずに！
定期予防接種対象者以外の人は「任意予防接種」

任意予防接種の費用助成は他にも

おたふくかぜ



麻疹風しん



带状疱疹





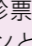
新型コロナウイルス感染症は B類疾病 定期予防接種に

令和6年4月1日、新型コロナウイルス感染症の予防接種法上の位置づけは、特例臨時接種から定期予防接種のB類疾病に変更されました。定期予防接種はA類疾病とB類疾病に分類されます。集団予防を目的に誰もが接種すべきとされるA類疾病に対し、B類疾病は高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌と同じ位置付けで、個人の発病や重症化予防に重点が置かれていて、接種することについて努力義務はありません。ワクチンの効果と副反応を理解した上で接種をしてください。

接種は努力義務なし
効果と副反応を理解して

●B類疾病の定期予防接種

	新型コロナウイルス感染症	季節性インフルエンザ	肺炎球菌感染症
対象者 (年齢は接種日時点)	接種日時時点で邑楽町民であり、①②のいずれかに該当する人 ①65歳以上 (S34.12.31以前生まれ) ②60歳以上65歳未満であって次のいずれかに該当する →心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある →ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障がいがある ②に該当する人は、事前に申請が必要です。接種前に保健センターへご連絡ください。	接種日時時点で邑楽町民であり、①②のいずれかに該当する人 ①65歳の人 ②60歳以上65歳未満で今までに高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、左記「→」記載のいずれかに該当する人	接種日時時点で邑楽町民であり、①②のいずれかに該当する人 ①65歳の人 ②60歳以上65歳未満で今までに高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、左記「→」記載のいずれかに該当する人
自己負担金*1	3,000円	1,000円	2,000円
接種期間	10月1日~令和7年1月31日	10月1日~令和7年1月31日	66歳の誕生日を迎える前日まで
接種回数・方法*2	毎シーズン1回 (筋肉内注射)	毎シーズン1回 (皮下注射)	一生涯1回 (皮下または筋肉内注射)
対象者への通知発送時期*3	9月24日 	9月24日 	65歳の誕生日を迎えた翌月
接種場所*4	邑楽郡、館林市、太田市、足利市の実施医療機関		

※1_生活保護受給者は無料です。生活保護受給者で予診票に  印がない場合は、接種前に保健センターへお問い合わせください。※2_他ワクチンとの同時接種は医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、他ワクチンとの接種間隔に制限はありません。※3_到着までに2週間程度かかる場合があります。※4_指定の接種場所以外で接種する場合は、手続きが必要となる場合があります。事前に保健センターにお問い合わせください。

感染症の予防は先手必勝！
予防接種でウイルスに負けない
カラダをつくりましょう！



問合せ先 役場健康づくり課 (保健センター) ☎0276-88-5533